

# 請 願 文 書 表

受理年月日	平成24年2月27日	請 願 者	東近江市聖徳町4-14
受理番号	請願第1号		湖東民主商工会 会長 笠井 義博
請願件名	「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書の提出を求める請願		
請 願 要 旨	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>野田新政権は、2010年代半ばまでに消費税を段階的に引き上げ10%にする消費税増税法案を、今通常国会に提出しようとしています。これに対して今「こんなに暮らしが大変な時に増税は困る」「この不景気の時に10%なんてとんでもない」との不安の声が渦巻いています。その結果、マスコミの洪水のような「消費税の増税不可避」宣伝の中でも、世論調査では「社会保障財源としても消費税増税反対」が「賛成」を上回っています。「こんな時に消費税10%増税をすべきではない」は今や国民の声です。</p> <p>貴議会においても「こんな時に消費税10%増税はすべきでない」との立場から、政府に意見書を提出していただきたく請願するものです。</p> <p>その理由の第1は、「年収200万円以下」のワーキングプアが1000万人を超え、生活保護受給者数が過去最悪を記録し続けるなど、貧困と生活苦が益々深まっている時だからです。</p> <p>第2は、消費税が3%から5%になった1997年は景気が上向いている時でしたが、増税後個人消費は落ち込み続け20年に及ぶ不況になりました。今回は深刻な不況が続いている中での5%から10%への増税で、GDPの60%を占める個人消費が落ち込み大不況になることが必至だからです。また、大不況は税収の減収につながるからです。中学3年生の公民の教科書でも「デフレ不況からの脱出は税金を下げること」と教えています。</p> <p>第3は、今でも苦難を強いられている東日本大震災で被災された方々にも容赦なくのしかかり、家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金になるからです。</p> <p>第4は、消費税は5%の今でも価格に転換できない中小業者にとっては身銭を切って納税する過酷な税金になっており、近畿では税金滞納額の半分を消費税が占めているほどです。消費税10%が中小業者を一層の営業困難や廃業に追いやることは必至で、地域経済や地域社会の一層の疲弊につながるからです。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <p>「こんな時に消費税増税は行わないこと」との意見書を地方自治法第99条の規定に基づいて、関係省庁に提出されたい。</p>		
紹介議員	川崎 益弘		